

地域課題解決活動支援ネットワーク構築事業業務委託に係る企画提案募集について

## 1 事業目的

地域おこし協力隊や協力隊OB・OG等が自治会、NPO 法人など地域づくり活動に取り組む団体と連携・協力して地域課題の解決等に自主的・持続的に取り組むための活動等を支援するため、地域おこし協力隊や協力隊OB・OGのネットワークを構築し、地域づくりの多様な担い手が出会い、つながり、新たな取組などが生まれる場づくりを促進する。

## 2 委託業務の概要

別添「地域課題解決活動支援ネットワーク構築事業企画・運營業務委託仕様書」のとおり

## 3 経費

500,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※履行までに要する全ての経費を含む

## 4 企画提案に係る参加資格

- (1) 鹿児島県内に事業所又は営業所等を有する法人であること。
- (2) 地方自治体又は公共的団体（観光協会等）から、業務を受注した実績があること。
- (3) 次の各号のいずれにも該当しないこと。
  - ア 地方自治法令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
  - イ 鹿児島県より指名停止措置を受けている者
  - ウ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱に規定する「暴力団排除措置の対象となる法人等」に該当する者
  - エ 県税に未納がある者

## 5 募集期間

令和6年6月5日（水）から令和6年6月28日（金）

## 6 委託契約に係る今後のスケジュール

- |                     |                               |
|---------------------|-------------------------------|
| (1) 企画募集開始          | 令和6年6月5日（水）                   |
| (2) 質問受付期限          | 6月12日（水）                      |
| (3) 質問回答            | 6月14日（金）                      |
| (4) 参加申込書提出期限       | 6月21日（金）                      |
| (5) 企画提案書等提出期限      | 6月28日（金）                      |
| (6) 企画提案選考          | 7月1日（月）～3日（水）の間で実施            |
| (7) 業者選定結果通知（予定）    | 選考終了後、速やかに実施                  |
| (8) 委託事業者決定・契約手続き開始 | 選考結果通知後、速やかに実施<br>（概ね7月上旬頃予定） |

## 7 応募方法

### (1) 提出書類

#### ア 参加申込書

企画提案への応募について、別添「参加申込書」(様式1)により、令和6年6月21日(金)午後5時までにFAXまたはE-mailにより提出すること。送信の事前または事後に必ず電話確認を行うこと。

また、「参加申込書」を提出後、諸般の事情により辞退する場合は、別添「辞退届」(様式3)を令和6年6月28日(金)までにFAXまたはE-mailで提出すること。

#### イ 企画提案書

別添「企画提案書」(様式4)に、次の内容を掲載した企画書(任意様式)を添付して提出すること。

- ・ 実施する事業の概要
- ・ 全体スケジュール(当該事業全体に係るスケジュール)
- ・ 提案内容(実施しようとする具体的内容)
- ・ 本業務の実施体制(各スタッフの役割等)
- ・ 会社等概要書(現在の事業内容、登記簿の写し又は定款)

※企画書は、A4横・長辺綴じとし、両面印刷の場合は、縦開きとすること。

提出するすべての書類は2穴パンチをあげ、カバーをつけないこと。

#### ウ 参考見積書(任意様式)

- (ア) 各積算項目の単価並びに数量内訳を記載すること。
- (イ) 事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。
- (ウ) 各項目は税抜価格とし、別途消費税額(地方消費税を含む)を併記すること。

※正式な見積については、審査の結果を踏まえ、最も優れた企画を提案した応募者に改めて依頼する。

#### エ 業務実績書(様式5)

オ 「県税に未納がないこと」を証明する納税証明書(応募日以前3か月以内)

#### カ 暴力団排除措置に関する誓約書(様式6)

※鹿児島県の入札参加資格者等名簿に記載されている場合は提出する必要はない。

### (2) 提出の条件

ア 企画書の提案は1者につき1案に限る。

イ 提出された企画書は返却しないこととし、提出後の修正は認めない。

ウ 採用された企画書の使用権は委託者に帰属する。

エ 受託者決定後は、委託者と協議しながら事業内容を決定することとし、企画の一部を修正または変更する場合がある。

オ 企画書作成に関する経費び納税証明書にかかる交付手数料は、企画提案者の負担とする。

- (3) 提出部数  
上記(1)のイ「企画提案書」、ウ「参考見積書」、エ「業務実績書」 5部  
上記(1)のオ「県税に未納がないことの証明書」、カ「誓約書」 1部
- (4) 提出方法  
持参もしくは郵送のみとする。
- (5) 提出期限  
令和6年6月28日（金）午後5時までに提出すること。  
郵送の場合も期限までの必着とする。

## 8 選定方法及び選定結果

- (1) 審査・選考の方法  
企画提案の審査は、書類審査とし、特に内容が優れた者（最優秀提案者と選考された者）を本委託事業の契約相手方の候補者とする。  
なお、審査に際し、内容等で確認を要する事項がある場合には、企画内容について問合せを行う。
- (2) 選考結果  
選考結果は企画提案者全員に対し文書により通知する。

## 9 応募に係る質問について

質問は、別添「質問書」（様式2）により、FAX または E-mail で受け付ける（電話による質問は受け付けない）。送信の事前または事後に必ず電話確認を行うこと。  
質問受付期限は令和6年6月12日（水）とする。  
質問に対する回答は、質問者に対して令和6年6月14日（金）までに E-mail にて行う。

## 10 契約について

選考で最優秀提案者に決定した事業者は、提案した事業内容に基づき委託者と委託契約を締結するものとする。

- (1) 事業内容  
原則として提案された事業内容とするが、必要に応じて委託者との協議により提案された企画内容の修正・変更を行い、委託契約を締結するものとする。
- (2) 委託金額  
事業を実施するために必要な経費とし、事業内容を修正した場合においても、3に定める額を上限とする。
- (3) 業務の再委託  
委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

## 11 その他の留意事項

- (1) 提出された提案書，審査内容，審査経過については公表しない。また，審査内容及び評価結果に対する異議申し立ては認めない。
- (2) 当事業による成果物の権利（著作権，著作権等）は委託者に帰属するものとする。

## 12 応募・連絡先

〒 893-0011 鹿屋市打馬 2 丁目 16-6

鹿児島県大隅地域振興局総務企画部

総務企画課 地域振興係 担当 繁昌

電話：0994-52-2087 FAX：0994-52-2099

メールアドレス：[oosumi-soumuchiiki@pref.kagoshima.lg.jp](mailto:oosumi-soumuchiiki@pref.kagoshima.lg.jp)